

令和3年度第1回さいたま市景観審議会 会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時：令和4年1月27日（木） 午後3時00分から
(2) 場所：さいたま市立高等看護学院4階 情報処理室

2 出席した委員の氏名

深堀 清隆 会長	神田 廣行 委員	小島 康太郎 委員	佐藤 尚子 委員
佐藤 則明 委員	菖蒲澤 侑 委員	杉山 英治 委員	中野 敬子 委員
野澤 壽江 委員			

3 欠席した委員の氏名

なし

4 議題及び公開又は非公開の別

- 景観重要建造物の指定について …公開
屋外広告物条例施行規則の改正について …公開

5 傍聴者数

なし

6 問合せ先

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1409

[午後 3 時00分 開会]

○事務局（桑原） ただいまから令和3年度第1回さいたま市景観審議会を開会いたします。

本日の司会を担当いたします都市計画課の桑原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、人事異動がありましたので、幹事を紹介させていただきます。

都市局都市計画部長の篠崎でございます。

○都市局都市計画部長（篠崎） 篠崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（桑原） 同じく都市局都市計画部次長の古市でございます。

○都市局都市計画部次長（古市） 古市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（桑原） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、まず皆様にご報告がございます。

当審議会の会長を務められました樋口様でございますが、昨年の6月にご逝去されました。樋口様は、平成26年から長きにわたりまして当審議会にご尽力されました。

この場で、感謝の意を申し上げるとともに、樋口様のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

それと、本日は、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、会議中はマスク着用にご協力をお願いいたします。

質疑等のマイクにつきましては、その都度、消毒させていただきながら使用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、会長の選任に移らせていただきます。

さいたま市景観審議会条例第5条第2項の規定により、会長につきましては、「委員の互選により定める。」とありますので、初めに会長の選任をお願いしたいと存じます。

それでは、会長候補のご推薦等がございましたらお願いいたします。

野澤委員、お願いいたします。

○野澤委員 ぜひご経験のある深堀委員にお願いしたいと思います。

○事務局（桑原） ありがとうございます。

ただいま深堀委員をご推薦するご発言がございましたが、ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○事務局（桑原） それでは、さいたま市景観審議会の会長につきましては、深堀委員にお引き受けいただくということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○事務局（桑原） ありがとうございます。

皆様のご賛同をいただきましたので、さいたま市景観審議会条例第5条第2項の規定により、深堀委員が会長に選任されました。

それでは、深堀委員には、会長席のほうにお移りいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

[深堀会長 移動]

○事務局（桑原） それでは、深堀会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○深堀会長 ありがとうございます。埼玉大の深堀でございます。

会長のご指名をいただきましたので、これから委員の皆様のご協力をいただきながら審議を行っていきたいと思います。

ご挨拶をさせていただくということで、ちょっと自己紹介をしたいなというふうに思います。

初めての委員の方もいらっしゃるかどうか、ちょっと定かでないんですけども、お話ししたいと思います。

私、埼玉大学で環境社会デザイン学科と環境共生学科の指導をしております、主に土木建設工学と環境を学ぶ学生さんの指導をしております。研究分野としては、そういう分野の中で景観づくりを学生さんと取り組んでおりまして、主にフィールドとしては、埼玉県内の自治体さんとか団体さんと連携する形で、学生さんの研究に取り組んでいくというようなことをやっております。

いろいろな学外でも、景観づくりに関しましては、主に埼玉県内で活動しているんですけども、さいたま市の取組をちょっとだけお話ししたいと思うんですが、先ほど重要建造物の鳳翔閣の話題が出て、そこでちょっと思い出したこととして、私、さいたま市の景観資源をいろいろと探索して市民に伝えるという活動をしていまして、「さいたま百景」という活動なんですけれども、市民の有志の方と一緒に10年ほど前からそういう地域の風景とか景観のことを調べています。その中でも、さっきの鳳翔閣の博物館の話は、その有志の皆さんと一緒にまち歩きしながら拝見したのを思い出しておりました。

特に、この「さいたま百景」という活動なんですけれども、もう10年以上経っているんですけども、当初は、さいたま市が合併をして、その前のそれぞれのまちの個性というのはどういうふうになっていくんだろうという問題意識で、それで市内のいろいろな景観を調べていこうということから始まりました。本も出版したりしたんですけども、実は最近、改めてもう1回、本を出そうという企画をやっています。ご存じのとおり、今、さいたま市は、大宮の駅の周辺でもまちがどんどん変わりつつある。それから、浦和でもこれから新しいまちづくりが動き出すという状況の中で、新しい景観や風景が生み出されるという状況になるだろうなというふうに思っていて、そういうところから、さいたま市の文化、歴史といった景観を継承していくということももちろん大事なんですけども、これから新しいまちの中で市民生活はどうなるのかという切り口だとか、それからまちづくりの市民活動というふうに少し将来の景観というのを見ていこうというような議論をしているところなんです。ということで、いろいろとまちの中で景観というのが物凄くこのさいたま市は変化が激しいということで、先ほど見させていただいて、本当にありがたく思っていたんですけども、鳳翔閣、埼玉大学とすごくゆかりがあるところでもありますので、実は学内にも教育学部の中では、アーカイブスで展示なんかをやっているということもあって、非常に印象深かったんですけども、さいたま市の中でそういう歴史的な建築物がなかなか残らない非常に難しいところの中で、唯一、場所を変えて、こういう形で記憶が残っているというところで、さいたま市らしい景観資源だなというふうに思ったところです。

まちが変化する中でどういうふうに景観を継承していくか、難しい話題なんですけれども、すごく今日の議題は、そういう点で興味深いというふうに思っていますし、また、これからそういう意味で、さっきまちづくりの話の中では、大きなまちづくりが進みますと、先導的な開発では、そこそこの質の高い景観ができていくと思うんですけども、まちの中で全体的な景観の質を底上げするような仕組みのことも課題だなというふうには思っていますので、そんなことを考えてい

るということで、審議会の中では、今日も景観重要建造物の話題がありますけれども、恐らく市民に対してこういう移ろいゆくさいたま市の中で、どういう景観がさいたま市らしいのかというのを情報発信するという機能も、ここの審議会はあるのかなと思っていますので、そういう点でこれから委員の皆様からいろいろと景観についてのご発言を伺いながら考えていきたいと思っています。ということで、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（桑原） ありがとうございます。

それでは、続きまして、さいたま市景観審議会条例第5条第4項の規定に基づきまして、会長の職務代理を会長よりご指名をお願いいたします。

○深堀会長 それでは、会長の職務代理につきましては、野澤委員さんと、それから神田委員さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（桑原） ありがとうございます。

それでは、野澤委員と神田委員、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に、資料をご確認させていただきます。

本日の審議会は、事前に郵送させていただいております。

しかし、会場変更によりまして、配付資料一覧と次第と会場図につきましては、一部変更が生じておりますので、机上に配付させていただきました資料に差し替えをお願いいたします。

その他、資料の不足等がございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○事務局（桑原） それでは、これより、さいたま市景観審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、深堀会長に議長となつていただき、議事の進行をお願いいたします。

深堀会長、どうぞよろしく願いいたします。

○深堀会長 改めまして、よろしく願いいたします。

審議会は能率よく進めていきたいと思っておりますので、協力のほどよろしく願いいたします。

では、まず委員の出席状況の報告を事務局からお願いします。

○事務局（桑原） それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、9名の委員中9名のご出席でございます。

したがって、さいたま市景観審議会条例の規定による半数以上の委員の出席に達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

○深堀会長 どうもありがとうございます。

では、報告のとおり、本日の会議は成立するというにいたします。

そうしましたら、本審議会に諮問のありました案件は、次第のとおり、景観重要建造物の指定についてと屋外広告物条例施行規則の改正についての2件でございます。

では、次に、議案のうち、非公開事項に該当するものがあるかどうか事務局にお伺いします。

○事務局（桑原） 本日の会議で非公開事項に該当する議案はございません。

以上でございます。

○深堀会長 本日の非公開議案等についての審議をしたいと思っておりますが、今、事務局から、議案は非公開事項に該当しないという報告がございました。委員の皆様いかがでしょうか。何か非公開事項に該当する議案がありましたら、ご提案をいただければと思います。

ないということによろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○深堀会長 そうしましたら、本日非公開とする議案はなしということで進めていきたいと思います。

また、本日の資料及び後日作成する会議録につきましては公開となりますので、この場で委員の皆様にはご了承いただきたいと思います。

事務局、傍聴者がいらっしゃるようであれば、入室をさせていただきます。

○事務局（桑原） 本日、傍聴者の方はいませんので、このままご審議をお願いいたします。

○深堀会長 それでは、令和3年度第1回さいたま市景観審議会の議事に入ります。

議案1として景観重要建造物の指定についてご説明をお願いいたします。

お座りになってご説明ください。

○都市計画課長（石瀬） ありがとうございます。着座にてご説明させていただきます。

それでは、議案1、景観重要建造物の指定について、前方のスクリーンにてご説明させていただきます。

景観重要建造物の指定に当たりましては、さいたま市景観条例第24条第1項において、あらかじめ景観審議会の意見を聞くものとされており、このことから、本日、議案としてお諮りするものでございます。

初めに、景観重要建造物についてご説明いたします。

景観重要建造物とは、景観法とその運用指針におきまして、良好な景観の形成の促進と、地域の個性ある景観づくりの核の維持、継承を目的としている制度でございます。

指定を受けた建造物に対しては、現状、変更に対する規制ですとか、適切な管理義務等が課せられ、核となる景観の損失を防止いたします。

また、景観重要建造物への指定後は、積極的な情報発信、それから啓発活動等を行うことで、地域住民の意識醸成や地区のPRにもつながると考えてございます。

次に、指定候補選定の基準等についてご説明をさせていただきます。

さいたま市では、指定候補の選定に際しまして、景観法施行規則に定められた指定の基準、それからさいたま市景観計画において定められた指定の方針、さいたま市景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関するガイドライン、これらにおける考慮事項の3点にのっとりまして選定をしております。

今回は、その中から、さいたま市景観計画における景観重要建造物の指定の方針についてご説明させていただきます。

指定の方針は、大きく分けて3点ございます。

1点目は、道路その他の公共の場から、誰もが容易に望見できること。

2点目としまして、1、歴史的な建造物、2、歴史的な様式や技法を有する建造物、3、地域における生活や生業から形成された地域固有の建造物、4、地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物、そして5、景観形成に先導的な特色のある建造物のいずれかに該当すること。

3点目ですけれども、良好な景観の形成に重要と認められるもの。

以上が指定するに当たっての方針となります。

続いて、現在、本市で指定しております景観重要建造物をご紹介します。

現在までに合計9件指定してございます。近年では、令和元年度に大宮区役所・大宮図書館、岩

槻本丸公民館、昨年度には岩槻人形博物館を指定しました。これらの建造物に関しましては、地域の昔ながらの生活や生業を尊重し、地域に溶け込むような外観を有している建造物であるという点を高く評価しまして、景観重要建造物に指定いたしました。

それでは、これより、今回の指定候補である浦和博物館についてご説明をさせていただきます。

先ほど現地で説明会において既にご紹介しておりますが、説明の内容が重複するところもございますが、改めてご説明させていただきます。

敷地面積でございますが1,014.86平方メートル、延べ床面積が456.29平方メートル、鉄筋コンクリート造で地上2階建てとなっております。明治初期に建設された埼玉県師範学校校舎、通称、鳳翔閣の中央部外観にて写真、資料などを基に忠実に復元した建造物で、昭和47年に現在の緑区三室に浦和市立郷土博物館として開館いたしました。平成13年のさいたま市誕生の際に、名称を浦和博物館へと変更して、現在に至っております。

令和2年度より中規模修繕工事を行いまして、令和3年7月にリニューアルオープンを行いましたが、外観に変更はなく、昭和47年当時の姿をとどめているというふうに伺っております。

続きまして、浦和博物館の位置についてご説明させていただきます。

浦和博物館は、さいたま市立病院のすぐ南側に位置しております。復元モデルとなった鳳翔閣は、もともと現在の埼玉会館の所在地に位置しておりました。鳳翔閣が解体された後に、旧浦和市が県から解体材を買い上げ、現在の場所にあった旧浦和市立病院の旧倉庫に保管してあったため、この三室の場で復元が行われたという背景がございます。

ここで、浦和博物館の評価に先立ちまして、モデルとなった鳳翔閣について簡単にご説明いたします。

鳳翔閣は、明治11年、埼玉県師範学校の校舎として建設されました。設計者は不明でございますが、当時の日本では、これほど立派な洋風建築は大変珍しく、同年8月30日は、明治天皇北陸東海巡幸の際の行在所として利用され、この際に鳳凰が翼を広げたようなその外観から、太政大臣、三条実美によって鳳翔閣と命名されてございます。

鳳翔閣はその後、浦和高等女学校、埼玉県女子師範学校、埼玉県立浦和図書館として利用された後に、昭和37年の浦和図書館建替工事により解体されました。旧浦和市において復元計画が持ち上がったのは、それから約10年後で、当時の資料や証言を基に復元がされたと言われてございます。

それでは、これより景観重要建造物の指定に当たりまして、浦和博物館の主な評価ポイントをご説明いたします。

1つ目の評価ポイントは、明治初期、日本の洋風建築の外観であるということ。

先ほども申し上げましたように、浦和博物館では、鳳翔閣が有した明治初期の日本における洋風建築のデザインが細部までできる限り忠実に復元されております。柱とひさしを強調するデザインや、バルコニーに8本配置されております柱の装飾などは、洋風建築においてよく見られるものでございます。屋根には本瓦風の金属瓦が採用され、和洋折衷なデザインが特徴的な外観となっております。

2つ目の評価ポイントは、建築内外での景観への配慮でございます。

浦和博物館では、掲示を行う関係上、建物内部に直接日光が入らないように内壁を設けておりますが、外から見た際に窓に違和感が出ないように白色の内壁を用いる景観的な配慮がなされてご

ざいます。また、博物館正面には街灯が設置されております。これは復元の同時期に一体で設置されたものですが、博物館の西洋的な外観に合うようなデザインとなっております。

3つ目の評価ポイントでございます。浦和のまちにおけるシンボル性でございます。

浦和博物館は、浦和のまちの2つの要素において強いシンボル性を持っております。

1点目は、文教都市浦和についてです。師範学校は、現在の埼玉大学、埼玉県立浦和第一女子高等学校の元となった背景から、多数の政治家、それから教育者を輩出し、旧浦和市、ひいてはさいたま市において近代教育の基盤を築いた背景を持ちます。現在、浦和が全国的に文教都市として知られている大きな要因の一つとなっております。こうした点から、文教都市浦和において象徴的な存在であると言えます。

2点目は、サッカー文化についてでございます。師範学校は、埼玉サッカー発祥の地として知られて、さいたま市を拠点とするサッカークラブ、浦和レッズのエンブレムにも鳳翔閣がデザインされているなど、浦和のサッカー文化においても象徴的なデザインでございます。

現在、さいたま市では、(仮称)浦和駅周辺まちづくりビジョンの策定や浦和駅周辺地域を対象としましたまちづくり・都市デザイン競技の開催などを控え、今後目指すべき浦和のまちの将来像について話し合いが行われております。その中で、鳳翔閣の外観を継承した浦和博物館は、今後の浦和のまちの核となるサッカー文化、文教的性格の双方において象徴的な歴史と外観を有する建造物であり、今後の浦和のまちに寄与する建造物であると考えてございます。

以上が評価のポイントとなっております。

続きまして、最初にご説明しました景観重要建造物の指定の方針への適合確認の結果をご説明いたします。

1点目につきましては、本建物につきましては、北側の道路より望見が可能であり、また公共施設として開かれた場所であるため適合と判断いたしました。

2点目の5項目につきましても、本建造物は鳳翔閣のデザインを復元し、明治初期の建築様式を有する歴史的な建造物であり、また、現在も博物館として市民に広く親しまれていることなどから適合と判断いたしました。

最後に、良好な景観の形成に重要となるものという点につきましては、本建造物は、文教都市、サッカーのまちとして発展してきた浦和のシンボルとなる外観を有し、地域の景観向上に寄与する貴重な景観資源であるということから適合と判断いたしました。

最後に、指定の手続についてご説明いたします。

今回、指定候補になりました建造物もさいたま市が所有するものであり、所管課の浦和博物館と令和3年10月に事前協議を行っております。翌月の11月に景観法第19条2項に基づく所有者の意見聴取を行いました。意見聴取において景観重要建造物の指定に依存がない旨の回答を得ましたので、指定候補として正式に選定いたしました。

今後は、本日の審議会におきましてご賛同が得られれば告示を行い、指定する予定でございます。

以上で説明を終了とさせていただきます。

浦和博物館の景観重要建造物の指定につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○深堀会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今のご説明につきましてご意見やご質問があればよろしく願いいたします。

また、現場も見ましたけれども、博物館の方もいらっしゃいますので、建物について、また扱い

方についてのご質問でもよろしいかと思えます。よろしくお願ひします。

お願ひします。

○野澤委員 野澤と申します。よろしくお願ひします。

お伺ひしたい点が2点あります。

1点目は、まず外観の色なんですけれども、今回、復元とお聞きしていますが、この外観の色を決めるに当たって、建設当初、明治11年の当初のとおりの色をどのように、写真とか資料と先ほどお話あったかと思うんですけれども、もう少し詳しくお聞きしたいということが1点と、もう1点は、私、照明のデザインをやっておりますので、やはり建物のライトアップですとか、夜間の外観の見え方に非常に興味がありますので、その点について、先ほどの夕景の写真がありましたけれども、街路灯と、それから1階のポーチのところに照明が残っている状態の写真がありました、これが大体何時頃まで点灯しているのか、それが夜間の景観にどのように寄与しているかというのをお伺ひしたいと思います。

○深堀会長 事務局からお願ひできますでしょうか。

○浦和博物館学芸員（磨田） 浦和博物館学芸員の磨田のほうから回答させていただきます。

○深堀会長 よろしくお願ひします。

○浦和博物館学芸員（磨田） 着座にて失礼いたします。

○深堀会長 どうぞ。

○浦和博物館学芸員（磨田） まず、1点目の外観の忠実性をどのように持たせたかというご質問をいただいたかと思うんですが、当時の写真、資料というのは、かなり膨大に残っておりまして、実際に、明治11年ですので、今から100年近く前の状況ですので、ただ、その後、幾つかの変遷を経て、例えば埼玉県師範学校に実際に通学されていた学生さんもいらっしゃいますし、その後、女子師範学校の学生さんもいらっしゃいます。最終的には埼玉県立浦和図書館として利用されておりますので、その間、利用された方々のご記憶とか、そういったところで、開館当時の着色がそのまま忠実に再現されたとは断定はできないんですけれども、恐らくいろいろな方々からの証言を基に、あるいは写真、資料等を元に、当時ですとモノクロですけれども、かなり忠実に再現したものと考えております。

特に、浦和博物館が現在のように復元、再現された直後に座談会というのが設けられまして、鳳翔閣を語るということで、かつての女子師範学校の卒業生とか、あるいはこの浦和博物館の設計者である土屋巖さんという方は、浦和区の仲町にお住まいでして、今、ご健在かどうか分からないんですけれども、かなり身近でこの建物を観察されていらっしゃったということをお伺ひしておりますので、忠実なる再現を行っているかと考えております。

続きまして、街灯なんですけれども、おおむね6時ぐらいを過ぎますと、自動的に電灯がつくようになっております。ちょうど正面の画面の写真の下のほうみたいな形で、6時か7時までの間に自動的に街灯がともされるようになっております。24時間ということじゃないんですけれども、大体7時ぐらいまでがこういった、特に冬場ですね、周りが暗くなったときにこういう街灯がともされることによって、先ほどの外壁の色、白亜色ってよく使うんですけれども、純粋な白亜色が引き立ったというような形で、美しい形で見学することができます。

また、内部のシャンデリアですね、内装のシャンデリアに関しては、開館時は常に点灯した状態で現在使われております。リニューアル前までは、多分、電気代等の問題もあって、特別なとき

しかシャンデリア内での光はともしていなかったんですけども、今は開館時間中は常にシャンデリアをともらせているような状態でございます。

○野澤委員 ありがとうございます。

○深堀会長 よろしいでしょうか。

○野澤委員 はい。

○深堀会長 ほかに何かご質問等、ご意見ございますか。
よろしく願います。

○中野委員

景観重要建造物の指定基準の該当に関する点について、先ほどご説明がありました。1号から5号までであると思いますが、第1号の歴史的な建造物と、4号の地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物に該当すると判断されたということによろしいでしょうか。

○深堀会長 願います。

○都市計画課長（石瀬） 今のご質問にお答えします。

今回は2点目の5項目の話だと思うんですけども、それにつきましては、一応全て今回該当するという判断させていただきました。

○深堀会長 今のお答えでよろしいでしょうか。

○中野委員 はい。会議時間の関係もありますので結構です。

○深堀会長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問ございますか。

願います。

○菖蒲澤委員 菖蒲澤と申します。

専門は美術で呼んでいただいているんですけども、私が埼玉大学教育学部の出身で、鳳翔閣もすごく在学中からよく知っていて、これが憧れなのと思いながら、今日初めて実は見たんですけども、教育のところもあってちょっとお聞きしたいことが大きく2つありまして、1つが、来館者数というか、この建物、博物館の来館者数、どのくらい地域の方なりに利用されているかというのと、あと近い情報かもですけども、教育利用というか、学校さんの見学とか、あとは教科書とか資料集に使われているとか、そういうような、すごく歴史的に記憶や愛着が深い建物だと思う分、次世代とか、浦和とかさいたま市とか、今過ごしている人たちへの建物の利用とか普及とかということはどうのくらいされているのかということと、あと同じようなことなんですけれども、教育に限らず、すごくシンボリックな建物なり外観なり、エンブレムの上にあるとかいうと、物凄くおっと思うような建物を例えばさいたま市なり県なりの広報物とかに利用されていらっしゃるのか。見に来るだけじゃなくて、ほかの媒体に載っていたりというのでの景観の利用とか意識を醸成していくような何か取組とかというのはされているのかということと、これから指定もされることによって、さらにそういう展開があり得るのかみたいなことをお聞きしたいなと思いました。すみません、長くなりました。

○深堀会長 いかがでしょうか。

○浦和博物館学芸員（磨田） 浦和博物館のほうから回答させていただきます。

まず、来館者数、入館者数に関してのご質問なんですけれども、残念ながら、やはり今年度、特にコロナ禍ということもございまして、例年ですと、通常時、コロナとかが感染がここまで広ま

る前までにしましては、平成29年度とか平成30年度は、年間で大体1万人以上超える来館者数がお越しになられております。1日当たりにしますと、大体35、6人ぐらいの来館者ということになっております。

今年度、まだ現在進行中なんですけれども、やはりこれよりも大幅に半分以上落ち込んでいるのが現状です。ただ、10月、11月、コロナが落ち着いたような状況ですと、うちの博物館内で、先ほども説明させていただいたとおり、展示の計画を見直した関係で、あの博物館内で、今までは講座とかイベントがなかなかできなかったんですね。それは壁面のほうに展示物を陳列することによって、内部に大きなスペースができましたので、例えばコンサートであったりとか、講演会というのを実施してみました。10月の最終週には、リニューアル記念講演会というのを行いまして、それは定員は30人、あそこのキャパからいって30人ぐらいがやっとなんですけれども、それはほぼ満員に近い状態で実施することができております。そこからやはり落ち着いてきて、1月の開館時には、1日50人であったりとか、かなり取り戻しつつあったかなという印象はあったんですが、ここにきてやはり小学生の利用者が大分減ってきております。やはり学校のほうから、博物館に限らず、外に外出しないようにという多分注意が出ているということもあるかと思うんですけれども、特に子供の姿を見かけなくなったなというところがございます。

ただ、博物館としては、引き続き、せっかくこういうイベントごととか講座とかできるようになったので、リニューアルオープン後は、今、「うらはく工芸くらぶ」というのを行ってございまして、日本古来の例えば和紙であったりとか、漆工芸であったりとか、そういったものを体験できるような、それ有料にはなるんですけれども、ワンコイン、100円でそういう体験できるような工芸くらぶも実施しております。それも固定客がどんどん増えていっているような状況ですので、新しい試みとしても、今度は保育園との連携も模索しております。緑区に関しては、保育園の数が非常に多いんですね、浦和博物館。保育園を巻き込んで無料で体験できるような、そういうワークショップを検討していた矢先、ちょっとオミクロンの話が出てきたので、今その話がちょっと頓挫しているところなんですけど、通常時に戻った暁には、もっと積極的にいろいろな講演、講座を行っていきたくて考えております。

学校利用に関しまして、やはり例年であれば、来ていただいている学校さんが急遽来られなくなるケースというのがここに来て多発してきておりますので、学校さん1校を受け入れることによって、来館者数はすごい大きく影響するので、本年度は2校だけ、やはり10月、11月、コロナが落ち着いたときに、春日部市と川口市の学校が利用いただいて、残念ながらさいたま市の学校がまだお越しいただけるタイミングを逃してしまったという実情がございまして、さいたま市内の学校は3校予定していたんですけれども、やはり中止ということで方向性でお答えいただいております。

あと教科書の利用に関するお話ですけれども、見沼通船堀というのは必ず小学校3年生の社会科の授業で取り扱うんですけれども、見沼通船堀というコーナー、トピックス展示、先ほどご覧いただいた2階の展示のほうに、そういう通船堀のコーナーを設けておりますので、そういった見沼通船堀を勉強するには、浦和博物館に行きなさいというような、学校からも案内していただいている学校も多々あるようですので、コロナの感染が落ち着けば、また元のような形で来館者数も伸びてくるかと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○深堀会長 どうもありがとうございます。

○都市計画課長（石瀬） 先ほどのPR的な話なんでございますけれども、我々のほうのまちづくりの部署も、先ほどご説明しました浦和のビジョンを今、策定しておるんですけれども、その中で鳳翔閣のご紹介をさせていただきながらPRさせていただいております。

以上でございます。

○深堀会長 ありがとうございます。

もともと師範学校、女子師範というところで、そういう教育施設だったものがこちらに来て、博物館として地域のいろいろな教育に活用されているということと、また、文教ということでの位置づけを市のほうにもいろいろと宣伝、PRしていただくといいんじゃないかなというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○佐藤（尚）委員 インテリアと建築のデザインの専門学校の講師をしております佐藤と申します。よろしく願いいたします。

今日は歴史的な建物の話をいろいろとご説明いただきまして、私も大変勉強になりました。特に、どなたが建築されたのかというところが分からないというミステリアスなところも大変興味を持つところでありまして、質問させていただきたいのは、今、資料にあるこちらの写真と、こちらの写真の画角といいますか、先ほど見学させていただいたときには、ちょっと近過ぎて全体を把握できなかったんですけれども、こちらの建物をこのいいアングルで見ると、どこから入ればこれは見れるんでしょうか。

○深堀会長 確かにメインの道路からは少し見えづらいので……

○佐藤（尚）委員 高くて頭の部分しか見れないのが少し残念だなと思ったんですけれども。

○深堀会長 景観的な見え方ということで、一応基準としては、望見できることというのは、見えることは見えるけれども、建築物としての特色がどういうふうな場所から市民に見ていただくといのかというお話だと思います。

和洋折衷というお話もありましたけれども、ちょっと屋根の部分も見上げる形なので、和洋折衷という印象も、少し場所を選ばないと分かりにくいところもあるのかなと思うんですけれども、いかがですか。

○浦和博物館学芸員（磨田） 浦和美術館のほうで回答させていただきますと、ちょうど正面、今、画面に写っているこのアングルですが、これは庭なんですね、博物館の庭になっておりまして、博物館資料としては石造物とか、そういったものも外庭に展示しているものがございます。それと一緒に整備されている庭の部分の植え込みのところからのアングル、ちょうど街灯が近くにあるんですけれども、そこから拝見いただくと、非常にきれいな景観を見ることができます。あとは駐車場、ちょっと斜め側から見るような形であっても、かつての鳳翔閣、やはり中央部を捉えた写真というのも数多くあるものですので、忠実性を確認するためには、駐車場側であったりとか、あとは駐車場側からの入口というものもあるんですけれども、そちらのほうからも、斜めから見たアングルも、やはり青空がちょうど中規模修繕工事、昨年度行った工事に合わせて庭にあった高木を剪定しておりますので、非常に青い空とコントラストというか、引き立つ、時間帯によって白の色合いが大分刻々と変わっていく、景色ごとに変わっていくというところも魅力の一つであろうかと、これは個人的な感想ですが、そう思っております。

○佐藤（尚）委員 ありがとうございます。いろいろないいところから建物に親しめるような、庭も含めていろいろなイベントができるとか、そういう広場みたいなものが少しあると、さらにいいんじゃないかなんていうふうに思ったりもしました。すみません。

○深堀会長 ありがとうございます。なかなか道路からは、擁壁が高いところにあるので見えづらいんですけども、中庭のところからは、屋外にも展示物があって、それを巡るところからは、こういう建物を視認するような仕掛けにはなっているのかもしれませんが、さらにいい条件で見られるような視点場のようなことをフォローできるといいのではないかというご指摘だと思いました。

よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。どうぞ。

○神田委員 本日はありがとうございます。

私、設計のほうでやらせていただいているものですが、さいたま市に住みながら知りませんでした、ここにあるのは。本当に今日はこれを見せていただいて、ありがとうございます。

それで、1つ、明治11年当時のものが、この前面の柱4本ということにして、当時は木造建築物であったということがありました。それで、復元という言葉が使われていますが、これは復元という言葉でよろしいのかなというのがちょっと質問なんです。形状的にはそっくりというか、土屋巖さん、我々の先輩ですが、よく見られていて、上げ下げ窓とか、その辺きちっと再現されているんだとは思いますが、この復元という言葉が果たしてよろしいのかなというのが質問でございます。

○深堀会長 今のは、言葉の中では再現という言葉もあったようですが、事務局としてこの復元という言葉についてはどのようにお考えでしょうか。

○浦和博物館学芸員（磨田） そうですね、復元というのには、例えば復元の「げん」の字は2種類あるかと思うんですね。当館の場合は元に復すという字を使って、復元の元、もう1つあるのは原っぱの原を使うケースがあります。よく考古学を学んでいる者に言わせると、復元の「げん」というのは意味合いが2つ区別があって、原という文字を使うときは、元にあったものをそのまま元に戻すというときに原っぱの原を使う。復元の「げん」というのは、例えば奈良の平城京とか、もう既に焼失されてなくなってしまった建物を、本来、設計図があれば一番いいんですけども、恐らくこういう形であっただろうという、そういうところで、元に復するという場合は、この復元の元を使わせていただいております。

これは博物館グループでも、例えば旧坂東家住宅見沼くらしっく館に関しては、復元の「げん」については、原っぱの原という文字を使わせていただいております。浦和博物館は、その元の材をそっくりそのまま使って復原したわけではないので、元に復するというほうの復元の元を使わせていただいております。

再現という言葉もところどころ引用させていただいているのは、設計者である土屋巖さん、浦和博物館設計者、土屋巖さんが単なる復元というよりは、それよりもより忠実だということを強調するために、あえて再現という言葉を使っているようでありまして、過去の資料を読んでいくと。

○深堀会長 今、ご説明ありましたけれども、今のご説明でよろしいでしょうか。

○神田委員 はい、分かりました。

○深堀会長 どうもありがとうございます。

ほかには何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○深堀会長 そうしましたら、この建造物についてのいろいろと情報をご提供いただき、確認もいただけたかと思うんですけども、この指定について最終的に判断しなければなりません、一応事務局から基準となっていることについてはクリアをしているということと、様々な価値があるということも確認いただいたというふうに思っております。ということで、一応若干意見としては、この見えにくいところを少し前庭等空間を生かして、よりこの鳳翔閣を再現した建物のところを見せるような工夫が必要ではないかというご意見があったということで、その上で指定としては、特にこれによろしいということで判断させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○深堀会長 事務局もそのようなまとめでよろしいでしょうか。

○都市計画課長（石瀬） ありがとうございます。前庭の空間につきましては、今この場でご返事できる場ではございませんので、そういったご意見をいただきましたので、所管のほうと今後どのようにできるかちょっと検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○深堀会長 追加で何かございますか。

○中野委員 少し補足的に私の意見をお伝えいたしますと、資料1「景観重要建造物の指定基準」の一番下に「運用指針において、上記指定基準を詳細に記載」の項に説明があります。この一番下のところに、「『道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること』とは、地域の景観上の重要性からみて、所有者その他の限定された者のみしか、通常見ることができない建造物を指定することが不適切であるという趣旨である。」とあります。今回の建物は、そういった不適切な建造物ではないと考えられます。現在よりも道路から見えやすくして頂けることはよいと思いますが、現状でも特段問題はないのではないかと私は思います。

○深堀会長 ご意見どうもありがとうございます。

今の記述に基づいて、特に指定について問題はないというご発言だったと思います。

ということで、ほかにはよろしいでしょうか。指定するというでよろしいということでお答えしたいと思います。

〔発言する者なし〕

○深堀会長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、続きまして、議案の2に移りたいと思います。

屋外広告物条例施行規則の改正についてということでご説明をどうぞよろしくお願いします。

○都市計画課長（石瀬） これからさいたま市屋外広告物条例施行規則の改正（案）についてご説明いたします。また、前方のスクリーンをご覧ください。

これはさいたま市屋外広告物条例において、許可の基準を変更しようとするときには、審議会の意見を聞かなければならないと規定されておりますので、今回ご説明させていただくものでございます。

まず、さいたま市屋外広告物条例についてご説明いたします。

さいたま市屋外広告物条例につきましては、昭和24年6月3日に制定されました。屋外広告物法に基づきまして、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的とし、屋外広告物及び屋外広告業に対して必要な規制を行うため、本市におきまして平成14年12月26日に制定

し、平成15年4月1日から施行してございます。

そして、さいたま市屋外広告物条例施行規則は、さいたま市屋外広告物条例の施行に関して必要な事項を定めるものとしまして、平成15年2月25日に制定しまして、平成15年4月1日から施行させていただいております。

今回の規則改正（案）の作成に至った経緯をご説明いたします。大きく分けて3点ございます。

まず、1点目でございますが、車道に突き出ている建造物から独立して出した広告物、これが令和3年度に入りまして、市民のほうから違反ではないかというような問合せがございました。現状を確認したところ、屋外広告物条例と道路占用許可におきまして、道路上への突出し幅や高さの制限に不整合が生じていることが判明いたしました。このため屋外広告物条例部門と道路占用の部門におきまして調整を行いまして、さいたま市として統一した基準を設けることといたしました。

なお、看板の類いを道路上へ突き出させて掲出する場合は、屋外広告物の許可以外に道路占用許可を受ける必要がございます。さいたま市では、道路占用の許可事務を北部及び南部の建設事務所土木管理課において行っております。

2点目でございます。本市屋外広告物条例では、簡易的な屋外広告物や別の法令により点検が担保されている屋外広告物を除きまして、全ての屋外広告物について有資格者による点検義務がつけられてございます。しかしながら、有資格者による点検が進んでいないと考えられることから、屋外広告物の点検の実効性をより高めるため、点検を実行する者の対象者を拡大するというものでございます。

3点目は、条文の文言の修正、様式に含まれている個人情報等に該当する記載欄や不要な文字を削除するというものでございます。

続きまして、改正（案）の詳細説明に入らせていただきます。

まずは、施行規則第7条に規定します別表第2の改正内容をご説明いたします。

施行規則第7条に規定する別表第2のうち、許可を受けて掲出する突出し広告及び建造物から独立して出す広告物、これらにつきましては、現在、本市屋外広告物条例では、広告物の下端の高さの制限のみを規制してございます。また、突出し広告につきましては、広告物の下端の高さの制限に加えまして、建造物の壁面からの突出し1.2メートル以下の制限を設けております。しかし、いずれの広告物につきましても、道路上への突出し幅の規制はございません。しかし、道路占用許可基準におきましては、道路上への突出し幅を道路境界から1メートル以下という規定がございます。そこで、本市の屋外広告物条例におきましても、道路占用許可と同様に、道路上への突出し幅を道路境界から1メートル以下とする規定を新たに設けるものとしたものでございます。

次に、歩道上へ突き出す場合の下端の高さ制限の変更についてご説明いたします。

広告物の下端の高さは、道路占用の許可基準において2.5メートル以上となっておりますが、屋外広告物の許可基準では3メートル以上としております。このため、歩道上へ突き出す場合の下端の高さ制限を道路占用許可と統一しまして、2.5メートル以上に変更するものでございます。

車道上の下端の高さにつきましては、屋外広告物許可基準及び道路占用の許可基準、いずれも4.5メートル以上としており、同一の基準のため変更はございません。

なお、歩車道上の高さの基準につきましては、道路法第30条及び道路構造令第12条におきまして規定されております建築限界と同一基準となります。これは道路上の安全な通行を確保するため、

車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲内に障害となるものを置いてはならないとされている規定でございます。

続きまして、建造物から独立して出す広告物についてご説明いたします。

道路占用許可におきましては、大きく分けて2種類の許可基準がございます。

まず、1点目、左側に表示されております1、医療施設等案内標識、これは広告物の支柱が歩道上または法敷にあり、そこから車道に向かって屋外広告物が突き出ているものになります。

屋外広告物条例上は、現在、道路上に突き出しはいけないことという条件で許可を出している物件になりまして、道路上への突き出しを認めていない広告物になりますが、今後は埼玉県が指定しております災害拠点病院及び地域医療支援病院に限りまして許可の対象とするものでございます。

具体的な病院名を挙げますと、令和3年9月現在の指定状況でございますが、さいたま市民医療センター、自治医科大学附属さいたま医療センター、埼玉県立小児医療センター、さいたま赤十字病院、埼玉メディカルセンター、さいたま市立病院の6病院が許可対象となっております。

許可対象とする理由につきましては、1つ目、道路占用許可におきましても、当該病院は掲出が認められているということ。2つ目は、厚生労働省の通知によりまして、救急病院、救急診療所として告示を受けた医療機関につきましては、救急病院、救急医療診療所であるということが容易に分かる標識を励行するよう指導することとあり、その必要性が認められるということから許可対象としてございます。

次に、許可基準の2点目、右側に表示されております2、看板でございます。これは広告物の支柱が民地にあります。そこから歩車道に向かって屋外広告物が突き出しているものになります。屋外広告物条例上は、許可を受けて掲出する自家用広告物に限って許可をしておりましたが、道路上への突出し幅の設定がなかったため、道路占用許可基準に合わせて道路境界から1メートル以下と制限を新たに設けるものでございます。

また、広告物の下端の高さ制限につきましては、従前から規定がありましたが、歩道上につきましては、現在3メートル以上としているところを道路占用許可基準に合わせまして2.5メートル以上に変更。車道上につきましては、4.5メートル以上のままで変更はございません。

続きまして、施行規則第16条の2、点検を実施する者の対象者の拡大についてご説明いたします。

本市屋外広告物条例では、点検について屋外広告物を屋外広告士やその他、これと同等以上の知識を有する者として規則で定めるものに当該広告物、または掲出物件の本体接合部、それから支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならないと定めてございます。

屋外広告物の安全管理を強化する上で、屋外広告物の点検は重要でございます。点検を実施する者を拡大することで点検の機会を広げ、点検の実効性、確実性を高めていきたいというふうに考えてございます。

本市では、屋外広告士や、その他、これと同等以上の知識を有する者としまして、現在規定しているものが、前方のモニター上段に映した現在の点検を実施する者として表示しているものでございます。

そして、追加対象とするものは、屋外広告物講習会における施工の受講を免除されている者のうち、1級建築士及び2級建築士、第1種、第2種、第3種の電気主任技術者です。これらの資格を追加する理由につきましては、屋外広告物講習会における施工の受講を免除されている者であ

り、屋外広告物の構造ですとか設置方法など、施工に関して十分な知識があると判断できるためでございます。

ここで、他の政令市における令和3年5月現在の有資格者の状況をお伝えいたします。

前方のモニター上段の(1)に記載したものは、さいたま市が現在、点検を実施する者として指定している者でございます。多くの資格が20指定都市のうち半数以上、もしくは半数近くの都市で同じ資格について指定しているということがお分かりいただけると思います。

続きまして、前方モニター下段ですね、2につきまして、今回、規則改正で追加予定の点検を実施する者でございます。さいたま市を除く19都市について指定状況となりますが、全ての資格において半数以上の都市が同じ資格について指定しているということがお分かりいただけると思います。

続きまして、規則上の文言の修正についてご説明をいたします。

施行規則第33条第1項第4号、みなし登録業者に係る届出を規定している文言のうち、有効期限を有効期間に修正するものでございます。

続きまして、様式第11条についてご説明いたします。

様式第11条、屋外広告物等点検報告書のうち、取付部の1に記載されている「取付け部プレート」の「け」の文字を削除するものですが、これは平成29年7月に国土交通省から出された屋外広告物の安全点検に関する指針(案)の中にある屋外広告物安全点検報告書(案)の記載に合わせるものでございます。

続きまして、様式第23号の表面の修正についてご説明いたします。

様式第23号、屋外広告業者登録簿は、条例により一般の閲覧に供しなければならないと規定されており、当課内で閲覧可能な名簿となっております。しかしながら、表面にある生年月日に関する記載欄は、個人情報に該当するということ。それから、業者の情報として必要以上の情報になると考えられることから、今回削除するものでございます。

続きまして、裏面の修正についてご説明いたします。

様式第23号、屋外広告業者登録簿の裏面には、業務主任者の住所、それから電話番号及び業務主任者の資格を記載する欄がございますが、個人情報に該当すること、業者情報として必要以上の情報になると考えられることから、今回削除するものでございます。

続きまして、様式第40号の表面の修正についてご説明いたします。

様式第40号、特例屋外広告業者届出簿の表面の氏名の欄にある郵便マーク及び電話番号の文字について、不要な記載のため、今回削除するものでございます。

続きまして、裏面の修正についてご説明いたします。

様式第40号、特例屋外広告業者届出簿は、条例により一般の閲覧に供しなければならないと規定されており、当課内で閲覧可能な名簿となっております。しかしながら、裏面には業務主任者の住所、電話番号及び業務主任者の資格を記載する欄があり、個人情報に該当すること、業者情報として必要以上の情報になると考えられることから、今回削除するものでございます。

今後の予定についてご説明いたします。

本審議会におきまして意見聴取後、必要な修正等を行い、2月末までに市長決裁を取りまして、3月中に登録業者及び県・国・庁内へ周知を行いまして、令和4年4月1日から施行を予定してございます。

なお、規則改正（案）につきましては、市長決裁を受けるまでに、本市法務部門におきまして確認が行われ、多少の文言修正が入る場合がございます。改正内容の趣旨の変更はないと考えておりますが、あらかじめご了承ください。

議案書2の今回の部分を1枚めくっていただきまして、その中身、新旧対照表がございます。右側が改正前、左が改正後になってございます。

1枚目の最初の部分が、今回、点検を実施する者を増やすということになりますので、今回、下線部の引かれてございます点検者の扱いが増えるというものでございます。こちらが先ほど言いました1級建築士、2級建築士、それから1、2、3級の電気主任技術者という形になります。

1枚めくっていただきまして、こちらのほうが道路上の突出しの話でございます。

今回は道路上の突出し幅ということで、道路の境界から1メートル以下でなければいけないというものが追加で規定されます。そのほかに、今まで3メートル以上、歩道上の路面は、下端から3メートルだったのが2.5メートルというものに変更になります。

その下の段でございます。独立した建造物の広告につきましては、先ほど言いました6つの指定病院に限り、今回、許可の対象になるというものになります。こちらについても高さにつきましては、歩道上は2.5メートル、車道については4.5メートルというものになります。

右側の下段につきましては、自家広告物の種類という形で、先ほどと同じです。道路の境界から1メートル以内で、歩道上は2.5メートル、車道上については4.5メートル以上でございます。

次をめくっていただきまして、適用除外の広告物につきましても同じでございます。道路上の突出し幅は道路境界から1メートル以下、それから、歩道上に2.5メートル、車道については4.5メートルという形になります。

あとは様式の変更でございます。説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○深堀会長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、今ちょっと説明が長かったんですけども、主に屋外広告物条例について3点ほど、1点は、道路占用許可と条例で齟齬があるということで、突出しのところと下端の高さのところを整合させようというお話がありました。それから、2点目は、点検ができる方の対象者を増やすということで、その部分、建築の専門の方が入ったり、そういう話がありました。あとは、3点目は、体裁だとか文言の修正だということでございますね。ということで、ちょっと難しい内容も含むんですけども、分かりづらい点とご質問があれば聞いていただければと思います。

お願いします。

○中野委員 突出し広告の部分に関して、従前よりもやや制限を厳しくされたという印象ですが、今までは制限に適合していたものが、厳しくしたことによって不適合になってしまうような広告物は実際にあるのでしょうか。もしある場合には、経過規定とか、そういった既にあるものに対する配慮とか、そういったところはどうなっているのか、少しお伺いしたいと思います。

○深堀会長 いかがでしょうか。

○都市計画課長（石瀬） お答えいたします。

今言われましたように、既に問題になっている案件につきましては、北部の管轄で44件ほど、南部の案件で19件ほどやはり問題になっている案件がございます。これらにつきましては、当然今

後、是正の対象にはなってまいりますが、やはりなかなか早急にはいきませんので、今後、徐々にその辺は是正の対象としてやっていくような形になっております。

○深堀会長 今のお話は、突出1.2メートルに対して道路占用のほうのルールをちゃんと守っていれば問題ないはずだけれども、そうじゃないものかというお話ですね。

○都市計画課長（石瀬） すみません、説明不足で。

屋外広告物条例上ですと、1.2メートルの幅のものまでいいですよというところがあるんですが、道路上からどれだけ出ていいのという記載部分がありません。ですが、道路占用部門としましては、道路上に出ていい幅というものが1メートル以下と決まっておりますので、その部分はお互いに整合を持たせたほうがより分かりやすくできるのかなということがございます。

これまでこういったようなケースで、道路占用のほうで1メートル以下であれば、もう看板を出していいというようなもので、先ほど言わせていただきました44件と19件の件が出ておりました。これらにつきましては、屋外の許可を取らないで掲出しているものですので、今後はそういったところを道路占用部門と屋外部門とがお互いに情報を共有し合いまして、今後はこういったような案件がなくなるように努めていきたいというふうに考えております。

○深堀会長 よろしいでしょうか。

○中野委員 はい。会議時間の関係もありますので結構です。

○深堀会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○杉山委員 私、埼玉県屋外広告組合の代表で来ております杉山でございます。

前から歩道上は3メートルというのが非常に厳しく、高過ぎて、実際に3メートル以上というのは少なく、大体2メートルぐらいから2.5ぐらいが多くて、2メートルだと低い、もちろん傘を差していると当たってしまう。2.5メートルになったということは、非常にいいのではないかなど。どうしても3メートルだと、上の看板に当たってどうするんだという話になる。屋外広告の点検をする人の資格者を増やすというところで、実は私、屋外広告士を15年ぐらい前から取得し、点検してますけれども、1級建築士、2級建築士さんが直接はしご、脚立、高所作業車に乗って点検をするかどうか。資格は持っているけれども、判子だけ押して、やっている人は違う人かもしれないし、この辺がちょっとどうかなと思います。

なかなか1級建築士さん、2級建築士さんは、はしごに乗ることはあまりないんですね、現実的に。やっている方もいるかもしれない。この辺と、第1種、第2種及び第3種電気主任の方は、看板の構造とかは本当に分かっているのか、あと看板の大きさ、スケールにもよりますけれども、この辺は相当勉強していただいて、実際に本当に点検やるのかちょっと疑問なところがあります。

以上です。

○深堀会長 建築士の方を加えることについて大丈夫なのかというご指摘だと思いますけれども、資格の面の問題以外に、それをどういうふうにも実際点検を運用するかという話も含まれていると思いますが、お答えいかがでしょうか。

○都市計画課長（石瀬） お答えいたします。

先ほど説明の中で申しましたように、点検者の拡大というのはどうしてもやっていきたいというところの中で、屋外広告物講習会におきまして施工の免除を受入れるというところの観点から、今回、1級建築士と2級建築士、それから先ほど言った1、2、3の電気主任技術者というもの

を追加させていただいたということがございます。

委員言われるように建築士自身がやれるのかと言われてしまうと、非常に我々も判断しかねますが、基本的にはやっていたかかないといけないのかなというふうに考えてございます。

電気主任技術者につきましても、先ほど言いましたように、いろいろ勉強しなければいけない部分もあるのかもしれませんが、施工の受講免除というような対象者であるということからどうだろうかということで考えてございます。

○深堀会長 ちなみにですけれども、点検をするやり方について、今、資格の問題と別に、だから、どういう点検をするかということだと思っただけですけれども、点検というのは、何かマニュアルだとか、そういうやり方というのは規定があるんでしょうか。

もしあるのだとすると、要は、こういう必要な知識を持って、それに従ってやっていけば、建築士の方ですから、正しくやればちゃんと点検ができるということになると思うんですが、あと、この講習会における施工の部分の受講免除というのは、ほかの部分では、基本的に広告物の点検に関する講習を何か知識として学ばれたりするんですか。講習会における施工の受講免除というのは、施工の部分が免除で、ほかはちゃんと学んでいるのかとちょっと思ったんですけれども。

○事務局(福田) では、今の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目ですが、点検の方法につきましてですけれども、このような形でやってくださいというものは、市からは指導はしておりません。

基準としていただいておりますのは、国のホームページに出ております屋外広告物の点検方法のご案内と、あとは具体的な内容になりますと、さいたま市の屋外広告物条例の施行規則にございます様式第11号に屋外広告物等点検報告書というものがございまして、こちらには構造の点検、支持部、取付部、こちら修正のものがございまして、様式自体も今回の説明の中に記載させていただいて、今、前に出しているものなんですけれども、こちらが点検報告書になっておりまして、許可を受けている屋外広告物につきましては、更新の際にこちらの報告書を提出していただくことを義務づけております。もし、こういった内容を点検したほうがいいのかというふうに聞かれましたら、一応こちらの報告書を出させていただきますと、こういった部分を点検してくださいと案内しております。

続きまして、講習会の施工の部分の免除ということなんですけれども、講習会につきましては、3部構成をさせていただいております、法令、施工、屋外広告物の表示の方法の3部構成でやらせていただいております。そのうちの1つの施工につきましては、今ご案内いたしました1級、2級建築士と、第1種、第2種、第3種の電気主任技術者につきましては、法令と表示の方法を受講していただいたら、免除という形で、屋外広告物の受講者として認定証をお渡ししているという状況でございます。

以上です。

○深堀会長 ありがとうございます。

そうしますと、今のお話ですと、講習会について、3部構成のうち、建築士として免除される部分があるというのは決まっていることであると。それで講習を受けている。

それと、また、こういう点検のチェックリストみたいなものも今見せていただきましたが、それに沿って点検をすればいいということになっているということだというご説明だと思います。

そうすると、はしごを上るのかという話もありましたけれども、それはやり方の問題なのかなと

いうふうにご意見としては伺えました。

いかがですか。

○菖蒲澤委員 接合部がどうかとか、その辺も書いてありますね。接合部というのは、外から見た部分は、看板の外から見た部分にある接合部はいいんですけども、看板の中にもあるんですよ。その看板の中にあるものというのは、看板の盤面を外さなきゃできないという部分で、私はやりましたと言えればそれまでで、そんなもんでいいんでしょうかねというところはちょっと心配なんですけれども、実際、建築士の方がやるのか。それは自分が現場へ行っていて、誰かにやらせるのかは別としても、そういう部分で、自分が乗ってやらなくても、自分がそこに立ち会ってやっているんだよというような、そういう証明みたいなものがあるのとないのじゃ違うかなと、私はそう思いますけれども、なんか条件つきじゃないとどうかなと思います。実際の点検においてはね。

○都市局都市計画部次長（古市） すみません、補足でご説明をさせていただきます。

技術者の追加につきましては、技術的な技能を最低限は持っているだろうということで、その点検できる方の幅を広げさせていただいたということです。

屋外広告物の届出に関しましては、3年ごとに許可の更新をしていただくことになっていまして、その更新時に点検を義務づけておりますので、その点検報告書を出していただく中で、誰が点検した、先ほどちょっとご不安があるというようなお話がございましたが、その方のお名前、例えば2級建築士の方のお名前が、私どもの市のほうに上がってきたときに、その方の責任になるんですね。なので、やはりそこら辺は責任を負っていただくということで、最低限の技術の習得ですとか、そういうのはやっていただいて、実際に点検する方はほかの方でも、報告書の中にお名前を技術者の方が、やはり資格を持っている方はプライドがあると思いますので、その方の瑕疵で何か事故が起きたとかということは、それぞれの技術者の方も避けなければいけない義務だと思いますので、その辺を我々も点検の際にはお願いしたいということでやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○深堀会長 ご説明ありがとうございます。

今回はそういう点検の実施体制を決める枠組みの話だと思うんですね。ですので、それに対象として点検される方がどのようにやられるかということろまでは、論点ではないのかなと。もちろんそこは懸念がありますので、しっかりとやっていただくように見ていく必要はあると思うんですけども、一応今回は幾つかの種別の方々は、ちゃんとした構造的にも見る能力を有しているというふうにお考えになられて追加されるということです。実際、なかなかそういうできる方が少ないということで、実質的に点検が進まないということが今問題になっていることであります。

まさに風害とか、非常に老朽化した広告物も多い中で、非常に心配がある中で、より点検ができる機会、状況をつくっていくという趣旨なのかなというふうに聞いておりますので、確かに中にはちゃんとやらない人が出てくる、責任を全うしない人が出てくるということはあるかと思いますが、制度的なところでは、なかなかそこまでは負えないのかなというふうに思いました。

○杉山委員 責任を持ってやってもらうしかない。

○深堀会長 そうですね。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。確かにいろいろと心配があるところではあると思います。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○野澤委員 下端の高さの話なんですけれども、道路占用のほうでは2.5メートルであり、景観のほうでは3メートルであったということで、先ほど杉山委員のほうからは、3メートルが厳しかったので、2.5メートルは助かるというようなお話だったかと思うんですが、もともと景観的な意味合いからして、恐らく3メートルに決めたのではないかなと思うんですね。

個人的な話としては、2.5メートルは少し低くて、町並みの中では大変看板がより目立ってしまうような気がするので、その辺のところを道路占用のほうが2.5メートルだったので、景観としてはそちらにってしまったという考え方なのか。もうちょっと発展的な意味で2.5メートルにしたのかというのをお聞かせいただければと思います。

○深堀会長 お願いします。

○都市局都市計画部次長（古市） もともと県の条例とかでも、下端は3メートルという基準がありましたので、さいたま市もそのまま採用しているんですが、もともと道路占用に関する下端の高さ、歩道は2.5メートル、車道は4.5メートルというのは、道路構造令の建築限界から来ていて、法に基づいた基準が道路の場合は、車道の場合ですと下端の高さ4.5メートル以上を設けなければいけない。歩道の場合は2.5メートル以上ということで明確な基準がございますので、今回はそれに合わせているということでございます。道路の建築限界の基準に合わせているという形になります。

以上でございます。

○深堀会長 今の委員さんのご発言は、道路のほうの占有では許されるものが、広告物の条例では、景観的な配慮からもっと厳しくしていたものを今回緩和することになるのではないかというご指摘だと思うんですね。そうすると、今回は、だから、両方の許可基準が齟齬を起こしているということで、いろいろと手続上の問題だとか、現状の適合しないものが出ているとか、そういうことの問題もあると思うんですけれども、そういう観点から緩和ということになったところをもう少しご説明いただくといいのかなと思うんですけれども。

○都市局都市計画部次長（古市） おっしゃるように、景観上の観点から見れば、やはりもう少し高い位置のほうが私どもも優れているんだろうなと思うんですが、広告を出される事業者さんからすると、道路は2.5メートルでよくて、景観のほうは3メートル以上、やはり誤解を生みやすいというか、非常に分かりにくい、混乱を起こしやすいということで、今回は道路上に突き出している看板につきましては、やはり道路の占有と同じ基準を採用するほうが望ましいだろうということでこの値を採用させていただいたところでございます。

ちょっと3メートルにつきましては、なかなかこの基準がほかの法令等で探しても見当たらない部分がございます。やはり基準が明確でないと、許可を出される方々に明確なご説明ができなくなるというようなこともございますので、ちゃんと説明できる数字を採用させていただいたという形でございます。

○深堀会長 ありがとうございます。

今のようなご説明ですが、手続上の整合性と、それから景観、どちらを取るかということになるんですけれども、今のような形で事務局からはそろえて2.5メートルにしたいというご説明です。

これに関しまして、何か関連してほかの方からもご意見をいただけるといいかなと思いますが、いかがですか。

ないようですが、野澤委員さんいかがですか。

○野澤委員 ご説明いただいて納得はいたしました。確かに数が多いわけではないと思いますので、市民の方の混乱を招かないようにということであれば、2.5メートルというのでも、もちろん割と今のご説明ですと2.5メートルがほとんど日本全国的な基準であるということになるかと思しますので、それに準拠するというので納得いたしました。

ただ1点、それは個人的に思うんですけれども、背の高い方が傘でがんとやると、2.5メートル届いちゃうんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことで今まで看板が壊れたとか、そういう事例というのはあるのかなのか、もしお分かりになれば教えていただければと思うんですが。

○深堀会長 お願いします。

○都市局都市計画部次長（古市） 今おっしゃられた事例とか報告とかということでは、私どものほうにはいただいてはないんですが、景観の視点から見た適正な高さというのは、やはり町並みの統一感ですとか、そういったものはあると思いますので、一応、法令から持ってきた最低高さではありますけれども、例えばさいたま市で今後、景観の関係と、あと屋外広告物の研究をしていく中で、ふさわしい値というか、定量的な評価ができるのであれば、引き続き検証、研究させていただきながら、また委員皆様方のご意見頂戴しながら研究してまいりたいと考えておりますので、また今後ともご指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

○深堀会長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○深堀会長 そうしましたら、一応いろいろとご意見いただきましたけれども、今、最後に出てきた話題につきましては、改正によって景観といろいろと法を遵守することの上での手続的なやりやすさと市民の理解のしやすさということも含めて、市からはこのように改正したいということで、一応景観の面では、もう少し今後研究をして、あるべき配置とか、そういうことを考えていくというご発言がありました。ということで、今回は、ほかの方のご意見、特にこの点ではございませんでしたので、一応この提案どおりという形でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○深堀会長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、この件につきましては、特に意見なしということでお進めいただければと思います。

そうしましたら、続きまして、報告事項の1、警告シールの取組についてご説明お願いいたします。

○都市計画課長（石瀬） それでは、ご説明させていただきます。

警告シールの取組について、同じく前方のスクリーンにてご説明をさせていただきます。

初めに、これまで違反広告物対策につきまして、次に、令和元年度から違反広告物対策として実施している警告シールの取組について、最後に3年間の実施結果を踏まえ、今後の是正指導についてご説明をさせていただきます。

それでは、説明に入らせていただきます。昨年度の景観審議会で説明した内容と重複する部分もございますが、ご了承ください。

まず、これまでの違反広告物対策の簡易除却についてご説明をさせていただきます。

本市では、画面左側の写真のような違反広告物への対策としまして、簡易除却を行ってごさいます。簡易除却とは、屋外広告物法により規定されております制度で、違反広告物がはり紙、はり札、立て看などであるときは、掲出者が分かっている場合でも、代執行によらない簡易な除却を行うことができるとされてごさいます。本市では、職員、委託業者、市民ボランティアなどが簡易除却の活動を行ってごさいます。

次に、これまでの違反広告物対策の現状と課題についてご説明をさせていただきます。

現状としまして、毎年約1万5,000件前後の違反広告物の簡易除却をしてごさいます。しかし、除却してもすぐに同じ場所に違反広告物が掲出され、実質的な解決には至っておらず、課題となっているというのが実情でごさいます。そのため、簡易除却以外にも実質的な解決につながる違反広告物対策を検討する必要がごさいました。

そこで、課題を解決するための取組の一つとしまして、令和元年度から警告シールの試行実施を行いました。これは、広く事業者及び市民に違反を認識してもらい、掲出者による自主除却・再発防止効果を目指すことを目的としております。

警告シールの実施方法につきましては、簡易除却できるはり紙、はり札、立て看等の違反広告物に警告シールを貼り付け、約1か月半後に、状態確認及び残っている場合は除却を行ってまいりました。

次に、令和2年度から令和3年度の実施についてご説明をさせていただきます。

令和2年度からは、新たに通知書送付を加えまして、指導強化してまいりました。具体的には、実施方法の中で赤枠の2つを新たに追加しまして、警告シールを貼り付けると同時に掲出者を特定、それから掲出者に対して通知書を送付するものでごさいます。この通知書によりまして速やかな除却及び除却後の本市への連絡を求めてまいりました。

次に、3年間の実施結果についてご説明いたします。

まず、1の令和元年度の試行実施結果について上段の表をご覧ください。

警告シールの貼付けを426件行った結果、自主除却されたのが317件、そのうち同じ場所に再掲出された広告物が85件ごさいました。この自主除却には、後に再掲出された件数も含んでごさいます。

続いて、2の令和2年度の実施結果及び3の令和3年度の実施結果につきまして、まず集計方法についてご説明させていただきます。

令和元年度は自主除却と再発という区分で集計しており、業者が再掲出しても自主除却にもカウントしておりました。しかし、この集計方法のままですと、再掲出した悪質な業者がよく見えてしまうおそれがあり、再掲出した業者と自主除却した業者を明確にするため集計方法を変更し、再発を含まない除却数と再発を含む違反数と区分を集計することといたしました。

それでは、2の令和2年度の実施結果について中段の表をご覧ください。

警告シールの貼付けを459件行った結果、除却数が368件、違反数が91件。また、令和2年度から新たに違反者に対し通知書を14社に送付した結果、業者自ら除却した報告は9社ごさいました。

最後に、3の令和3年度の実施結果について下段の表をご覧ください。

警告シールの貼付けは令和2年度よりも減少しており、321件行った結果、除却数が257件、違反数が64件。また、違反業者に対して通知書を16社に送付いたしました結果、業者自らの除却報告があったのは12社でございました。なお、令和3年度の違反業者のうち1業者は、令和2年度同一業者で、業者自らの除却の報告がございました。

次に、3年間の実施結果についてまとめさせていただきます。

令和元年度から令和3年度にわたって警告シール事業を実施した結果、まず効果としては、警告シールによる事業者自らの除却率は70%以上と一定の効果がございました。また、違反広告物を掲出する業者並びに市民に違反を認識してもらい、掲出者による自主除却、それから再発防止等につながったということがございます。

しかしながら、現状では、警告シールを貼っても、また貼られた広告物をはがして、また同じ場所に新たな広告物を掲出するような悪質な業者もいることですか、景観面におきまして、警告シールに対する市民からの苦情も少なくはございませんでした。

なお、令和2年度と比べ、令和3年度は警告シールの貼付け数が、簡易除却対象の違反広告物、それから除却件数の大幅な減少が見られました。これは新型コロナウイルスなどの社会的影響を受けたものと考えられます。

また、警告シールを貼り付けるに当たっては、職員が簡易除却対象の違反広告物が掲出された場所を確認後、シールを貼り付け、除却状況を確認するために、シールを貼り付けた場所を再度訪問。違反広告物が残っている場合は、除却作業を行っており、作業量も通常の簡易除却よりも多く、負担も少なくありませんでした。こうした状況を踏まえまして、現状に即した違反広告物対策を検討することとしました。

次に、今後の是正指導についてご説明させていただきます。

まず、簡易除却対象の違反広告物について、警告シール事業は実施せず、従来どおりの簡易除却による撤去を中心に実施することとします。

なお、同様の取組を行っている他の自治体に現状を確認したところ、どの自治体も警告シールを貼り付けるに至らず、簡易除却を行っているという回答を得てございます。

また、簡易除却対策以外の広告塔や広告板等につきましては、さいたま市違反広告物是正事務処理要領を作成しまして是正指導を実施するということとしてございます。

是正事務処理要領につきましては、ここでまず他の政令市の是正指導に関する状況をご説明いたします。

違反広告物に対する是正要領やマニュアル等を作成している政令市は、20政令市中12都市でございます。また、是正指導のうち、勧告や措置命令等の指導を実施した都市については、勧告が8都市、措置命令が3都市、氏名公表1都市、告発、代執行、罰金についてはなしというのが現状となっております。

一方、さいたま市では、屋外広告物条例におきまして、勧告や罰則、過料の規定はございますが、実施したことはなく、口頭指導を中心に是正指導を行ってまいりました。口頭指導によっては是正されました違反広告物もございますが、違反が繰り返されることも少なくなく、また、是正されるまでに時間がかかるということから、事務の引き継ぎも課題となっております。そこで、事務処理要領より統一した手法及び様式を用いて是正指導を行う環境を整え、円滑な是正指導の実施を目指すこととしてございます。

なお、事務処理要領については現在作成中で、令和3年度内に制定を目指してございます。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○深堀会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今のご説明につきましてご意見、質問をよろしくお願いいたします。

警告シールにつきましては、前回の審議会でも出ていまして、一定の効果があつたと市民に知っていただく。それから、自主的に外す割合も高いですね。ただ、いろいろと費用対効果も考えて、それは取りやめようということですが、ちょっと質問なんですけれども、1つに、「景観面における、警告シールに対する住民からの苦情」というところは、ちょっと資料にありまして、それはある意味でこういう警告をしているという意味をお伝えしても、市民の方はちょっとひどいというような、そういう反応だったのか。趣旨をお伝えしても、かなりそれは理解いただけないようなそういう反応だったのか。そのあたりを教えていただければと思います。

○都市計画課長（石瀬） お答えいたします。

やはりいろいろご説明はするんですけれども、一度見に来て、シールを貼ってということであれば、早い段階ではがしてもらえないでしょうかというようなご意見が結構あつたというふうに伺っております。

○深堀会長 ありがとうございます。確かにちょっとインパクトがある警告だったので、効果はあるけれども、いろいろとマイナス面もあるなどというのは、以前の会議でも感じたところだったんですね。ということで、ありがとうございます。

それで、それは警告シールはやめて、今後、最後に指導要領ということでご説明ありました。そうすると、今、検討中ということなんだと思いますけれども、そうしますと、告発、代執行、罰金という強力な手段を今後どうするのかということについて、何か要領の見込みというのはおありなんでしょうか。円滑な是正指導というイメージといいますか、まだ検討中だと思うんですけれども、何かございましたら。

○事務局（福田） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、事務処理要領をつくるに当たりましては、既に条例で制定してございました措置命令や罰金の手続の細かな流れなどを策定したものにいたしますけれども、今、他市の状況もご説明いたしましたが、なかなか指導に時間がかかりまして、実際に措置命令、罰金といったところまで手続が進んでいないのが現状でございます。

ただ、さいたま市は、その細かな手続の流れの要領はございませんでしたので、今回制定することで、それに向けたスムーズな流れができるのではないかと考えております。

○深堀会長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、ほかにいかがですか。

〔発言する者なし〕

○深堀会長 ないようですので、一応報告事項ということで、これで終了したいと思います。

そうしましたら、これで予定した内容は終了となりました。

一応これで終了したいと思うんですけれども、委員の皆様、運営にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

残りは、あと事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○事務局（桑原） 皆様、ご意見ありがとうございました。

事務局より事務連絡をさせていただきます。

本日の議事録につきましては、後日、委員の皆様にもメールで送付させていただきますので、ご確認をいただいた後に、ホームページにて公開する予定でございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次回の審議会開催につきましては、日程は未定ですので、日程が分かり次第、こちらはまた別途、事務局からご連絡させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和3年度第1回さいたま市景観審議会を閉会させていただきます。本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

[午後4時50分 閉会]